

# 地方公共団体の財務制度に関する研究会 開催要綱

## 第1 目的

地方公共団体の財務制度の見直しについて、これまでの地方分権改革推進会議や地方行財政検討会議での議論を踏まえ、制度化に向けた検討を詳細に行う。

## 第2 名称

本研究会は、「地方公共団体の財務制度に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

## 第3 構成

研究会は別紙のメンバーをもって構成する。

## 第4 座長

- （1） 研究会に、座長1人を置く。
- （2） 座長は、会務を総理する。
- （3） 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

## 第5 議事

- （1） 研究会の会議は、座長が招集する。
- （2） 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

## 第6 その他

- （1） 研究会の事務局は総務省自治行政局行政課に置く。
- （2） 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。